

プレスリリース PRESS RELEASE

2019年9月20日

報道機関 各位

大学等における修学の支援について

公立大学法人青森公立大学では、文部科学省の高等教育の修学支援新制度(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号))の創設を受け、青森公立大学が修学支援新制度の対象機関となるべく、当該法人の設立団体の長である青森市長に対して、令和元年7月24日付で確認申請書を提出し、この度、同年9月20日付で対象機関として認定されました。

この新制度は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的としています。

本学では、新制度の実施に伴い、入学料及び授業料の納付について、以下の見直しを行うこととしました。

- 1 新入学生の春学期授業料について、これまで入学手続期間中(入学前)に納付する こととしていましたが、2020年度の入学生からは、入学後に納付することとし ました。
- 2 日本学生支援機構給付型奨学金の予約採用に申請中の方の入学料については、入学 手続期間中に一旦納付いただいた上で、採用候補者決定後に減免相当額を還付する のではなく、採用の可否が決定されるまで納付を猶予することとしました。

なお、対象機関確認に関する資料につきましては、本学公式ホームページ「大学等における修学の支援」(https://www.nebuta.ac.jp/university-information/shugaku-shien) にて掲載しておりますのでご参照ください。

【取材申込み・お問合せ先】 青森公立大学事務局 TEL 017-764-1555 教務・学生チーム 赤平 広報担当 中村(康)